

## 令和2年11月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和2年11月10日（火） 午前9時30分

開 催 場 所：嘉島町役場 2階大会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、岡牧生、林田篤、本田博士、山内秀一、森下文夫、  
森田義美、吉田二郎、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、榮恵、松永雄治、  
佐藤美代子、齊藤進

農業委員欠席者：福永哲夫

事務局出席者：藤本賢二、河原まり、永山栞

1. 開 会：藤本事務局長

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、森田義美委員、吉田二郎委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 17 号 農地法第3条の届出について
- (2) 報告第 18 号 農地法第4条の届出について
- (3) 報告第 19 号 農地法第5条の届出について
- (4) 議案第 22 号 農地法第3条の許可申請について
- (5) 議案第 23 号 農地法第4条の許可申請について
- (6) 議案第 24 号 農地法第5条の許可申請について
- (7) 議案第 25 号 農用地利用集積計画承認申請について
- (8) その他

5. 閉 会

#### ○報告第17号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) それでは、議事に入らせていただきます。報告第17号農地法第3条の届出が4件あっております。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は1ページ。申請番号の順にご報告をいたします。まず申請番号1番。所在が下六嘉と上六嘉。地目は田で下六嘉1筆、上六嘉3筆で合計の4筆。合計面積は4,700㎡。所有者、届出人は記載のとおりです。申請事由は相続による所有権の移動です。あっせんの希望はございません。続きまして、申請番号2番。所在は上六嘉。地目は田の1筆。面積は674㎡。所有者と届出人については記載のとおりです。申請事由は相続による所有権の移転であっせんの希望はございません。申請番号3番。所在は上島。地目は田2筆で合計面積が1,193㎡。所有者、届出人は記載のとおりです。申請事由は相続による所有権の移転です。あっせんの希望はございません。2ページになります。申請番号4番。所在は鯉。地目は畑2筆。面積は769㎡。所有者、届出人は記載のとおりです。申請事由は相続による所有権移転です。あっせんの希望はございません。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がありました4件は全て相続による所有権の移転でございます。報告のみで終わらせていただきます。

#### ○報告第18号 農地法第4条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第18号農地法第4条に伴う許可を要しない転用の報告について2件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は3ページになります。農地法第4条の制限除外許可を要しない農地の転用についての報告を申請番号の順にご説明をいたします。申請番号1番。所在は上六嘉。農振農用地内の田1筆。面積が3,051㎡のうち199㎡。申請人は記載のとおりです。申請事由は駐車場。農作業に従事する従業員の駐車場となっております。届出日は令和2年6月16日で農業委員の同意、地元区長の排水同意もいただいております。位置図を4ページに添付しております。ご確認をお願いいたします。申請番号2番になります。所在が下六嘉。農振地域外の畑が1筆。面積は106㎡となっております。申請人は記載のとおりです。申請事由は農業用倉庫となっておりますが、9月に個人住宅の農転申請の案件で、個人住宅の横に既存の農業用倉庫があり、農転の申請と合わせて今回許可を要しない農転申請を提出いただいている状況です。農業委員の同意と地元区長の排水同意もいただいております。4条の許可不要の届出については以上です。

(議長) ただいま事務局から説明がありました、許可不要の案件については報告で終わらせていただきます。

### ○報告第19号 農地法第5条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第19号農地法第5条に伴う許可を要しない転用の報告について2件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料6ページになります。農地法第5条の制限除外許可を要しない農地転用の届出2件について、申請番号順にご説明いたします。申請番号1番。所在は鯉。農振地域外の田2筆で合計面積1,145㎡のうち824㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由は中ノ瀬橋の橋梁補強地震の耐震に伴う橋梁補強で床掘の土砂等の仮置き場で申請が上がっております。届出日は令和2年9月24日、転用の時期については令和2年9月25日から令和5年3月31日となっております。農業委員の同意または、区長の貸付同意書もいただいております。位置図については7ページに添付しております。続きまして、申請番号2番。所在は下仲間地区。農振地域外の畑1筆。面積が234㎡のうちの4㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由については、携帯電話無線基地局の設置となっております。届出日は令和2年10月22日。工事時期については11月4日から12月末までの間で設置を予定をされる計画となっております。地元農業委員の同意と地元区長の貸付同意書もあります。位置図は8ページに記載をしております。事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました許可不要の案件については、報告で終わらせていただきます。

### ○議案第22号 農地法第3条の許可申請について

(議長) 議案第22号農地法第3条の許可申請が1件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は9ページになります。農地法第3条の規定による許可申請1件についてご説明をいたします。申請番号1番になります。権利については所有権の移転となっております。所在は上六嘉。農振農用地内の田が1筆。面積は674㎡。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由は売買による所有権移転となっております。売買価格は合計800,000円。反当りのおよそ1,180,000円となっております。次の10ページに申請地の位置図を添付しております。11ページを開けていただいて、検討事項の説明をさせていただきます。確認事項の①番から④番にそって検討事項の説明をいたします。まず①。全部効率利用要件になりますけれども、当該農地の取得後、効率的に利用されるかどうかについてになります。地元農業委員も調査をしております。農機具等の確認もされており、当該農地を

(事務局長) 効率的に利用されると思われます。続きまして②番。農作業の従事要件について、当該農地を取得後に農作業に常時従事するかどうかについての検討になります。申請添付書類や地元農業委員の調査などにおいて当該農地を取得後も農作業に従事されると判断をしております。③番になります。下限面積の要件になります。譲受人の経営面積については8,838㎡となっておりますので、特に問題はないと思われます。最後に④番になります。地域との調和要件になります。譲受人は長年地元に住んでおり、地元農業にも精通をされています。また、地元農業委員の調査で周辺農地に影響が無いように耕作すると確認も取れております。その他の検討事項についても問題がないと思われます。事務局からは以上でございます。

(議長) 事務局の説明がございましたが、ご意見やご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) 何もなければ、承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。

#### ○議案第23号 農地法第4条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第23号農地法第4条の規定による許可申請が1件ございます。事務局からの説明をお願いします。

(事務局長) はい。資料は12ページになります。議案第23号の農地法第4条の規定による許可申請1件のご説明をいたします。申請番号1番です。所在は上仲間。農振地域外の田の1筆で面積は597㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。申請事由は貸駐車場となっております。13ページに申請位置図の嘉島リバゾンの西側。14ページを開けていただきたいと思います。駐車場整備計画平面図と排水施設計画平面図を添付しております。面積は597㎡で駐車台数が21台分となっております。給排水の計画になりますけれども、給水につきましては駐車場のためございません。雨水処理については砂利敷き舗装となっておりますので、自然浸透になります。オーバーフロー分については図面東側の町道側溝に流れる計画になっております。16ページに始末書を添付されておりますが、耕作放棄地となった経緯など内容が記載がされておりますので、ご確認をお願いいたします。事務局からは以上でございます。

(議長) 次に、地元委員であります〇〇委員から報告をお願いいたします。

(〇〇委員) 10月29日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告いたします。申請地は集落内にある10ha未満の未整備農地で農地区分としては第2種農地と思われます。現在耕作はされておらず砂利敷きとなっております。

(〇〇委員) 申請地は農地と隣接しておらず、日照、通風等の営農上の支障はないと思われます。また貸駐車場ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は17ページになります。中央部分の検討事項に沿ってご説明をいたします。まず、検討事項の1番。農地の区分と転用の目的になります。農地の区分については、地元農業委員から説明がありましたとおり、集落内にある10ha未満の未整備農地であるため第2種農地と判断できます。転用の目的は貸駐車場です。2番、3番の資力及び信用と転用の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については、今回該当ございません。4番、申請に係る用途に速やかに実施されるかどうかの確実性について、提出されている書類、また事業計画書から確認を行っております。確実に行われるものと判断をしております。続きまして7番、計画面積の妥当性になります。先ほど計画平面図でご説明をしたとおり、計画とおりの図面平面図で妥当であると事務局では判断しております。最後に9番になります。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無についてになります。事業計画書の提出もあり、また、被害等が生じた場合は申請者が責任をもって解決するという記載もあります。よって、総合的に判断をした結果、本申請は許可相当と思われます。事務局からは以上です。

(議長) ただいま、地元委員と事務局の説明が終わりましたが、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) 何も無ければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

#### ○議案第24号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第24号農地法第5条の許可申請が6件ございます。申請番号1番から3番は関連があるため一括の議題といたします。

(議長) それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は18ページになります。農地法第5条の規定による許可申請。まず、1番から3番までの一括議題について、ご説明をいたします。申請番号1番。所有権移転です。所在は上島。農振農用地内の田1筆で面積が1,481㎡となっております。引き続いて、申請番号2番になります。2番については、賃貸借権の案件となっております。

(事務局長) 所在は申請番号1番と同じく上島。農振農用地内の田1筆で面積が887㎡となっております。申請番号1番と2番の譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由については、診療所1棟と駐車場62台分での申請となっております。19ページに申請地の位置図を添付。20ページを開けていただき、土地利用計画図と排水計画図を添付しております。給水について、地下ボーリングによる給水になります。雨水については、駐車場を透水性舗装として流出抑制を行い、南側の町道に側溝を新設される予定です。その側溝に一時的に流れる形で既存の下水に接続放流という計画となっております。汚水と雑排水については、町の公共下水道へ接続放流される計画です。今回、転用の理由として、既存の病院において、患者さんが増えて、スタッフを増員して対応していたところ、施設や駐車場が手狭になり、患者さんにご迷惑をかけているという理由から今回の申請に至ったところです。申請番号1番と2番の説明は以上になります。引き続いて、申請番号3番のご説明をいたします。18ページに戻りまして、申請番号3番。所有権の移転です。所在は上島。農振農用地の田2筆で合計面積は953㎡となっております。譲渡人、譲受人については、記載のとおりです。申請事由については、調剤薬局1棟と駐車場スペースが24台の計画となっております。申請地の位置図を25ページに添付しております。26ページを開けていただきたいと思います。土地利用計画図と排水施設計画図になります。給水については、診療所と同様に地下ボーリング。雨水についても、先ほどと同様に透水性舗装を行って、南側町道に側溝を新設されます。既存の排水溝に接続され、流入される計画となっております。汚水生活雑排水についても、同じく公共下水道に接続流入される計画となっております。申請番号1番、2番、3番の事務局から説明は以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります〇〇委員に報告をお願いいたします。

(〇〇委員) 10月28日に事務局と現地を確認しましたので、その状況についてご報告します。申請地は上島集落内にある役場からおおむね300m以内の区域内にある農地であるため、農地区分としましては、第3種農地であると思われます。申請地の北側に農地がありますが、日照、通風等、営農上の支障は生じないものと思われます。西側に道路を挟んで農地がありますが、建築物から30m程離れており、問題はないものと思われます。皮膚科と薬局ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、申請番号1番から3番までの検討事項について事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料については、申請番号1番が23ページ、申請番号2番が24ページになりますが、内容は同じになりますので23ページの検討内容の説明にて1番2番の説明に代えさせていただきたいと思います。23ページを開けていただいて、中央表の検討事項にそってご説明いたします。まず、検討事項1番。農地の区分と転用の目的になります。農地の区分については先ほど地元委員からの説明もありましたとおり、役場から300m以内の区域内にある農地となりますので、第3種農地と判断できます。転用の目的は診療所となっております。検討事項2番。資力及び信用について、資金の計画書、また残高証明書にて事務局で確認をしております。許可相当であると判断をしております。検討事項3番。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については、今回該当はございません。4番。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性になりますけれども、申請書添付資料、事業計画書などにて確認をしております。確実性があると判断をしております。5番。行政庁の許可、認可等の見込みについてになります。これについては、関係部署の都市計画課や建設課とも連携をして協議をされていることを事務局で確認しております。確実性があると思われれます。7番。計画面積の妥当性についてになります。先ほどもご説明をしましたが、計画的にされていると事務局では判断をしております。9番、最後になります。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無についてになります。これについても、被害防除計画、また造成されるときの方策、また造成後の対策についても事業計画書等に記載がされております。被害が発生した場合は責任をもって、速やかに申請者側が対処するという記載がありますので、許可相当と考えております。よって、総合的に判断をした結果、本申請、申請番号1番2番については許可相当と判断をしております。引き続き申請番号3番の検討事項のご説明をいたします。資料は29ページになります。検討事項1番。農地の区分と転用の目的になります。農地の区分については、先ほどと同様、役場から300m以内にある第3種農地と判断をしております。転用目的は薬局となっております。その他以下の検討事項については、先ほどと同様の確認をしております。資力及び信用については、資金計画、残高証明書の確認をして特に問題はなし。申請に係る用途の実行性は計画書にて確認し問題なし。計画面積の妥当性についても、先ほどと同様、計画において妥当性があると思われれます。最後、周辺農地に係る営農条件への支障についても、計画書また被害が発生した場合は速やかに申請者側が対処するなど記載がありますので、許可相当であると判断をしております。よって、総合的に判断した結果、本申請については、許可相当と判断をしております。事務局からは以上でございます。

- (議長) ただいま地元委員、事務局から説明がございましたが、何かご意見やご質問ございませんでしょうか。
- (委員) ありません。(委員一同)
- (議長) 無ければ承認でよろしいでしょうか。
- (委員) はい。(委員一同)
- (議長) ありがとうございます。申請番号1番から3番の一括議題については承認とさせていただきます。続きまして、申請番号4番について事務局より説明をお願いします。
- (事務局長) 資料は30ページになります。申請番号4番。所有権移転になります。所在は北甘木。農振地域外の畑が1筆で面積が62㎡。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由は貸駐車場です。7月に転用の申請がありました案件で相続ができていなかった箇所についての申請になります。内容は記載のとおりで、駐車場の回転場所での申請になります。31ページに申請位置図を添付しております。資料32ページをお願いします。土地利用計画平面図になります。駐車場全体は以前上がっていた案件で、今回黒塗りの部分が新たに申請された箇所になります。駐車場の回転場所ということで、給水計画はありません。雨水については、基本的に自然浸透となります。オーバーフロー分は南側の町道の側溝に流す計画となっております。生活雑排水についても、駐車場のためございません。事務局からの説明は以上です。
- (議長) 続きまして地元委員であります、●●委員より報告をお願いします。
- (●●委員) 10月30日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は今年7月の総会にて審議された農地2筆の間の農地で転用者並びに転用目的は前回と同様です。農地区分も、そのときと同じく、集落内にある10ha未満の未整備農地であるため、第2種農地になると思われます。申請地は長年耕作されておらず、荒れた状態となっております。周辺に農地はなく周辺の農地等に係る営農上の支障はないと思われます。貸駐車場ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。
- (議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。
- (事務局長) 資料35ページになります。中央の検討事項にそって説明をいたします。検討事項1番。農地の区分と転用目的についてになります。先ほど地元委員からもご説明がありましたとおり、集落内にある10ha未満の未整備農地で第2種農地と判断をしております。転用の目的は貸駐車場です。2番の資力及び信用についてになります。資金計画にて確認をしております。許可相当と判断をしております。



(事務局長) 3番、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については、今回該当がございません。4番、申請に係る用途に速やかに実行するかどうかの確実性、併せて7番の計画面積の妥当性についてになりますが、先ほど土地利用計画平面図でご説明をしましたが、適当であると思われま。最後に9番、周辺農地に係る営農条件への支障の有無についてになります。先ほど地元委員からもご説明がありましたとおり、周辺には農地がございません。特に問題はないと思われま。また、事業計画書の提出もあっており造成は行わず不測の事態が生じた場合には速やかに対応するなどの記載もあります。特に問題はないと判断しま。よって、総合的に判断した結果、本申請は許可相当と判断してございま。事務局からは以上でございま。

(議長) ただいま、地元委員と事務局より説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) 無ければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。続きまして、申請番号5番について事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい。資料30ページに戻っていただきたいと思いま。申請番号5番です。所有権の移転になります。所在は上仲間地区。農振地域外の田が2筆。畑が2筆。合計の4筆で合計面積が1,164㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由は工場となっております。工場が1棟とそれに伴う事務所が1棟になります。36ページに申請地の位置図。37ページに計画平面図と排水計画図を添付してございま。まず、今回申請に至った経緯として、熊本市の中央区に本店。東区に作業場があり製造業を行ってございま。今回本店機能と作業場を集約した形で嘉島町に進出される計画です。リバゾンも隣接してございま、大変利便性の高い場所ということもあり、嘉島町への進出という形で申請が上がりました。平面図の説明になります。北側に事務所を計画されて、南側に工場を計画される予定となっております。従業員がおられますので、その駐車場が7台分の計画で上がってございま。造成については、田と畑がありますので、表層を除去し盛り土整地を行いま。高さ的には0.7mという計画で上がってございま。給水はボーリングによる給水。雨水は自然浸透及び既存の水路に流す計画になってございま。排水は合併浄化槽を設置される予定です。設置後、水路に放流する計画になってございま。合併浄化槽については、従業員が5人の計画です。10人槽を設置する予定で計画されてございま。事務局からは以上でございま。

(議長) 次に、地元委員である◇◇委員より報告をお願いします。

(◇◇委員) 10月29日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。

農地区分の説明はこの後、事務局より説明がありますので割愛いたします。北側に道路を挟んで農地がありますが、道路幅員が約9mであり、事務所及び倉庫が平屋建てということで、日照・通風の問題はないと思われます。南側の隣接する農地は、この後の案件で転用申請がされているため、農地とは隣接しないこととなります。工場ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様のご慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい。資料は41ページからになります。検討事項1番。農地の区分と転用目的について、転用目的は先ほどご説明したとおり工場になります。農地の区分につきまして、別途配布しております資料にてご説明をいたします。今回の申請地はリバゾンから下仲間地区の間の農地で本町で工業団地として位置づけられることから、第3種農地の街区という形で申請事業所様と協議を行いました。この地図のとおり近年、町の開発が進み、申請地周辺は進出企業に囲まれています。街区と位置づけ検討をしていきます。街区の大きな定義が図面にもあるとおり、町道で分断された区域の宅地割合が40%以上とのことで、今回ここを街区とした場合、宅地割合が71%になります。街区としての条件を満たしているというところで、今回3種農地であると判断をしております。続きまして2番、資力及び信用について、資金計画書及び残高証明書にて確認しております。許可相当と判断をしております。4番、申請に係る用途に速やかに実行することの確実性についてになります。事業計画書の提出にて確認しております。許可後、速やかに確実に転用が行われるものと判断をしております。5番、行政庁との許可認可等の見込みについて、都市計画課など関係課とも十分協議をされております。特に問題がないと思われます。7番、計画面積の妥当性について、平面図をご覧のとおり、従業員数も含めても妥当であると判断できます。最後になります。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無について、今回、盛り土をされますが、盛り土周囲にコンクリート枠をされますので土砂流出の心配はないと思われます。申請地の北側と西側は道路です。南側東側は宅地となりますので、周辺農地への影響は特になく考えております。日照、通風等は建物が平屋建ての計画です。特に日照、通風の問題影響はないと考えております。周辺からの苦情があった場合は、申請者が責任をもって対応すると記載がございますので、特に問題がないと思われます。よって、総合的に判断した結果、本申請は許可相当と判断しております。事務局からは以上です。

(議長) ただいま、地元委員と事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

(△△委員) いいですか。

(議長) はい。

(△△委員) 街区は初めて聞く言葉ですが。以前、第3種農地については、役場から300mが第3種と説明がございましたが、この街区についての説明を今一度お願いします。

(事務局長) 申請地について、リバゾンから下仲間地区までの範囲の真ん中にあり、以前より耕作放棄地でありました。町都市計画課と開発の検討を進めていく中で先ほども説明しましたが、申請地はリバゾンから下仲間地区に進出しました〇〇企業と△△企業の間地点にあり、工場の一団の地帯としての位置づけができないか、関係機関も含め検討を行いました。色々な意見の中で今回この街区という計画が提案されました。農地法でいう第2種農地からの検討や作業時の要件など詳しい内容はございますが、簡単に説明しますと事業用の連たんする施設を町道で区切り、その範囲の中で宅地面積の割合が40%を超えることが条件になります。本町ではどこの地域でも使える要件ではございませんが、今回のこの条件にて申請がされたのご理解をいただければと思います。

(△△委員) わかりました。地元では1種農地といわれて何もできない農地で困っておいりましたし、事業所の進出は嬉しいことではあります。ただ街区を初めて聞く言葉であったので失礼しました。

(事務局長) 街区は事務局でも初めての要件でした。

(議長) 地域的に1種農地に該当しないところもあるからですね。他にご意見ご質問ございませんでしょうか。何もなければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。続きまして、申請番号6番について事務局の説明をお願いします。

(事務局長) はい。資料は42ページになります。所有権の移転の案件で所在は上仲間。農振地域外の田2筆と畑5筆の合計で7筆。合計の面積は4,102㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由は事務所が1棟と倉庫が2棟、整備棟1棟という計画申請です。43ページに位置図を載せております。44ページを開けていただきたいと思います。計画平面図と排水計画図を添付しております。今回申請された理由といたしましては、現在申請者は熊本市の西区に運送業をされております。熊本地震で会社が被害を受けたということで、移転先を探されていたということです。今回、嘉島町に企業参入という形で話が上がってきた案件となっております。

(事務局長) 計画平面図になりますけれども、申請地は田と畑になりますので、表層を除去されて盛り土をして整地する計画です。図面を見ていただくと、敷地の中央部分に通路を計画されております。通路の西側が出入口の計画となっております。中央通路の北側に整備棟、倉庫2棟と事務所を構える形です。通路の南側に駐車場を設置する予定になっております。通路の突き当たって東側にメインの物流倉庫を計画されております。給水は地下ボーリング。雨水については、1か所敷地の東側に調整池を設けて一時的にそれを調整し水路に放流する計画です。雑排水については、合併浄化槽での処理を計画されております。設置した後は調整池に一度流した後、水路に放流する計画になっております。事務局からは以上になります。

(議長) 続きまして、地元委員であります□□委員から報告をお願いいたします。

(□□委員) 10月29日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、先程の案件の南側の農地で農地区分は事務局からの説明がありましたとおり、第3種農地になると思われます。北側と東側に農地が隣接しており、全高約9mの平屋建ての倉庫が建築予定ですが、隣地境界から3.2m離す予定であり、日照及び通風の影響は少ないと思われます。倉庫ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は48ページになります。中央の検討事項にそって説明をいたします。まず1番、農地の区分と転用の目的について、農地の区分は、先ほどと同じ資料で宅地率が71%の街区認定として第3種農地と判断をしております。目的は倉庫です。2番の資力及び信用について、資金計画書、残高証明書等により確認し許可相当と思われます。検討事項4番です。申請に係る用途に速やかに実行することの確実性についてになりますけれども、事業計画書と申請添付資料等を確認しております。速やかにこの転用が実行されるものと事務局では判断をしております。5番、行政庁との許可、認可等の見込みについてになります。先ほどと同様、この街区については都市計画課など関係部署との協議も十分実施をされております。許可相当と考えております。7番、計画面積の妥当性になります。先ほど計画図でご説明したとおり、配置また面積、これについても計画性に妥当性があると考えられます。最後になります。9番、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、計画図で説明したとおり、盛り土の土砂流出が心配されますが、盛り土周辺にコンクリートブロックをされる計画です。問題はないと考えております。周辺農地における日照、通風等の支障なども、地元委員からのご説明のとおり

(事務局長) り、特に問題がないと思われます。雨水又は合併浄化槽もしっかり設置され、調整池に一時的に流出する計画になっておりますので特に問題がないと思われます。完成後に周辺から苦情があった場合は、申請者において責任をもって対応すると記載もございます。特に問題はないと思われます。よって総合的に判断をした結果、本許可申請については許可相当と判断してございます。事務局の説明は以上でございます。

(議長) ただいま、地元委員及び事務局の説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) 無ければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。

#### ○議案第25号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第25号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による案件が7件ございます。そのうち、▽▽委員の案件が2件、◎◎委員の案件が2件ありますので、先に審議いたします。まず、▽▽委員の案件を審議しますので、▽▽委員の退室を求めます(▽▽委員退室)。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は49ページになります。まず、▽▽委員の案件から先にご説明いたします。申請番号1番。所在が下六嘉。農振農用地の田が1筆。面積が1,029㎡。貸付人と借受人は記載のとおりです。利用目的は賃貸借権による田の再設定。借賃は反当りの17,000円で合計の17,493円となっております。設定期間は令和2年12月1日から令和7年11月30日です。続きまして、申請番号2番。所在が下六嘉。農振農用地の田が1筆。面積が1,725㎡。貸付人借受人は記載のとおりです。利用目的は賃貸借権による田の再設定です。借賃は反当り米70kgとなっております。設定期間は令和2年12月1日から令和7年11月30日となっております。事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、ご意見等はございませんか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) 無ければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) それでは承認とさせていただきます。▽▽委員の入室を許可します(▽▽委員入室)。▽▽委員の案件は承認されましたので報告いたします。

(▽▽委員) どうもありがとうございました。

(議長) 続きまして、◎◎委員の案件2件を審議いたしますので、◎◎委員の退席を求めます(◎◎委員退室)。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は51ページになります。申請番号5番と6番。◎◎委員の同居のご親族になります。条例に基づき◎◎委員には退席いただいたところです。まず申請番号5番からご説明いたします。所在は北甘木。農振農用地の田1筆で面積が119㎡。貸付人と借受人については記載のとおりです。利用目的は田の賃貸借権の再設定です。米反当り90kg。年10.8kgとなっております。期間は令和2年12月1日から令和12年11月30日となります。続きまして、申請番号6番です。所在は北甘木。農振農用地内の田が4筆。合計面積7,143㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。賃貸借権による田の再設定となっております。米反当り90kgの合計643kgとなっております。設定の期間は令和2年12月1日から令和12年11月30日となっております。事務局からは以上です。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、ご意見等はございませんか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) 無ければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) それでは承認といたします。◎◎委員の入室を許可します(◎◎委員入室)。◎◎委員の案件は承認されましたので報告いたします。

(◎◎委員) お世話になりました。

(議長) それでは残りの案件について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) それでは残りの案件についてご説明いたします。資料50ページからになります。申請番号3番。所在が下六嘉。農振農用地内の田が2筆で合計面積は1,153㎡。貸付人と借受人は記載のとおりです。利用目的は賃貸借権の新規の設定です。米反当り52kgで、年間60kgとなっております。設定期間は令和2年12月1日から令和7年11月30日です。続きまして、申請番号4番。所在が下六嘉。農振農用地内の田1筆で面積が1,000㎡。貸付人と借受人は記載のとおりです。新規の利用権の設定となっております。米反当りの60kgで年間60kg。設定期間は令和2年12月1日から令和7年11月30日となっております。続きまして、資料の52ページになります。申請番号7番。所在が井寺地区になります。農振農用地内の田が1筆で面積が409㎡。貸付人と借受人は記載のとおりです。利用目的は田の賃貸借権による新規の設定となっております。反当りの20,000円で合計の8,180円となっております。利用権の設定期間は令和3年1月1日から令和8年2月28日となっております。事務局からは以上です。

- (議長) ただいま事務局から説明がございましたが、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
- (委員) ありません。(委員一同)
- (議長) 無ければ承認でよろしいでしょうか。
- (委員) はい。(委員一同)
- (議長) ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。本日提案をされました案件は全て終了いたしました。ありがとうございます。続きまして、その他となっております。事務局から何かございませんでしょうか。
- (事務局長) 事務局から連絡がございます。まず、皆さんに例年ご購入いただいている手帳になりますが、例年のとおり委員全員分のご注文という形でよろしいでしょうか。
- (委員) はい。(委員一同)
- (事務局長) 支払いについても、例年のとおり積立からでよろしいでしょうか。
- (委員) はい。(委員一同)
- (事務局長) 来月12月の農業委員会の時には配布できるかと思えます。続いて、耕作放棄地解消事業の事業説明で1枚ものの用紙を配布しております。希望があれば事務局にお知らせください。続きまして、先月ご説明しました耕作放棄地の調査地図を配布しております。これについて、現地での調査をいただき11月24日までに事務局にご提出をお願いできればと思っております。連休明けの11月24日火曜日です。提出が遅れる場合には事務局にご連絡いただければと思っております。事務局で集計いたしまして、県に報告をしますので、調査をお願いいたします。
- (事務局) 去年提出していただいた一覧表をつけています。事務局でわからない箇所を附箋で印を付けております。新たな箇所はわかるように印だけいただくと事務局で全部確認に行きます。
- (・・・委員) 色分けはどういう意味ですか。
- (事務局) 黄色が畑で、赤が田んぼになっています。
- (××委員) 附箋があるのは耕作放棄地でよろしいですか。
- (事務局長) 付箋がついているところはもう一度確認をお願いいたします。
- (議長) 附箋以外に放棄地があれば、その箇所を再度チェックするということですね。
- (事務局) はい。地図に書き込んでいただいて構いません。色でも○でも、農地の状況を少し書いていただくと事務局としては助かります。ご不明な点があれば、事務局にご連絡をいただければと思います。11月24日までの提出でよろしくをお願いいたします。遅れる場合は連絡をお願いします。
- (事務局長) 事務局からあと1点お知らせがあります。12月総会後は研修をいたしますので、正午までの時間確保をお願いいたします。

(議長) 次回は12月10日9時半からです。研修もありますのでよろしくお願  
いたします。他に何もなければ、本日の農業委員会はこれをもって閉会を  
いたします。ありがとうございました。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和2年11月10日

会長 下 田 司

委員 森 田 義 美

委員 吉 田 二 郎